

副本

平成25年(ワ)第147号 全体の奉仕者背任・敬老侮若差別事件

原告 岩崎 信

被告 国

答 弁 書

平成26年1月22日

宮崎地方裁判所延岡支部民事合議係 御中

被告指定代理人

〒880-8513 宮崎市別府町1番1号

宮崎地方法務局 訟務部門 (送達場所)

(電 話 0985-22-5302)

(FAX 0985-20-3700)

上席訟務官 村 木

訟 務 官 開 田

法務事務官 梅 北 篤



〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町一丁目2915番地

宮崎地方法務局延岡支局

支局長補佐 前 田



## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

なお、原告は、「求裁判状」の「請求の趣旨」の項において、「市民的政治的権理（被告指定代理人注：原文のまま）国際規約（中略）第14条，憲法第32条，第76条により，独立判事による裁判を求める。」，「行政機関の代理人又は補佐人を務めた経歴を有する裁判官の除籍（被告指定代理人注：原文のまま）を求める。」及び「可能であるならば，国民による陪審裁判を求める。」

（求裁判状1ページ下から4行目以下）と記載しているところ，これらは訴訟上の請求（訴訟物）ではなく，本件訴訟の審理方法等に関する原告の意見ないし要望を表明したにすぎないものと思われるので，答弁の必要はないものと思料する。

## 第2 求釈明の申立て

- 1 原告は，請求の趣旨第1項において，被告に対し，100万円の金員の支払を求めているところ，かかる請求は，「求裁判状」における原告の主張によれば，被告の複数の不法行為による損害を合算した上での一部請求ということである（求裁判状18ページ）。

すなわち，原告は，請求の趣旨第1項について，

- ① 事件1における6個の不法行為（不法行為1ないし6）により精神的苦痛を受けたとして，合計60万円を下らない損害賠償請求権

② 事件2により精神的苦痛及び料金差額の損害を受けたとして、(i)10万円を下らない損害賠償請求権及び(ii)料金差額相当額120円の損害賠償請求権

③ 事件3により精神的苦痛を受けたとして、60万円を下らない損害賠償請求権

④ 不法行為に係る自由回復のための費用に相当する損害として、67万0250円の損害賠償請求権

の合計197万0370円を下らない損害賠償請求権を有するところ、本件訴訟において、被告に対し、そのうちの100万円及びこれに対する求裁判状送達の日(平成25年12月25日)から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとしている。

しかしながら、原告は、上記100万円の内訳を明らかにしておらず、本件訴訟において上記①ないし④の損害賠償請求権の全てを一部ずつ行使するものか否かも判然としないため、被告において、適切な防御をすることができない(例えば、上記①及び③の損害賠償請求権の合計は120万円を超えることになるところ、原告がその一部請求として100万円の損害賠償を求めているとすれば、本件訴訟において、上記②及び④については審理の対象とする必要がないということになる。)

そこで、被告は、原告に対し、本件訴訟において請求する100万円の損害賠償請求権について、訴訟物ごとに、その内訳を明らかにすることを求める。

2 原告は、「不法行為に係る自由回復のための費用は、原告の自由回復法務費用規定により計算すると、670,250円である。」と主張するが(求裁判状17ページ)、原告のいう「自由回復法務費用規定」の意味及びその内容が不明であるから、これを明らかにされたい。

3 請求の趣旨第1項の請求について、かかる請求は、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求であると理解してよいか明らかにされたい。

### 第3 請求の原因に対する認否及び被告の主張

上記求釈明に対する回答を踏まえ、事実関係を調査の上、追って準備書面により明らかにする。

#### 附属書類

指定書

1通